

○経済産業省告示第百六十六号  
計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第三項の規定に基づき、次のとおり同条第一項の規定による特定標準器の指定を取り消したので、同法第百五十九条第一項第十七号の規定に基づき公示する。  
平成二十三年七月十五日  
経済産業大臣 海江田万里

指定年月日 平成十九年八月六日	指定の取消しを行う特定標準器
計量法第百三十四条第一項の規定により指定されたユニケルズ式流水型熱量計であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するもの	

○特許庁告示第十五号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。  
平成二十三年七月十五日  
特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第二十六号	平成二十三年七月一日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 代表取締役 南部 靖之	二 先行技術調査（ナノ物理）	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○国土交通省告示第七百五十五号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
平成二十三年七月十五日

- 国土交通大臣 大島 章宏
- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
表六甲山腹貫合東山
  - 二 砂防法第二条の土地の表示  
イ 次に掲げる土地  
兵庫県神戸市中央区真合町字滝寺山  
一番一三  
一番一六二  
ロ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域  
（昭和三十七年建設省告示第二千九百五十三号に掲げる土地の区域及び平成十九年国

国土交通省告示第三十九号で指定した同号に掲げる土地の区域並びにイに掲げる土地の区域を除く。）  
兵庫県神戸市中央区真合町字東山  
一番一 一 号から三十二号まで、三十八号から四十七号まで及び五十号から五十二号まで

- 一番一 三十三号、三十六号、三十七号、四十八号、四十九号及び五十三号から五十五号まで
  - 一番五 三十四号及び三十五号
- 国土交通省告示第七百五十六号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十三年七月十五日  
国土交通大臣 大島 章宏

- 一 施行者の名称 国土交通大臣
- 二 都市計画事業の種類及び名称 本都都市計画公園事業五・七・一 号沖縄国際海洋博覧会記念公園、那覇広域都市計画公園事業五・五・六号首里城公園
- 三 事業施行期間 自昭和五十一年三月二十七日至平成二十五年三月三十一日
- 四 事業地

昭和三十九年建設省告示第百五十七号、昭和三十九年建設省告示第百六十一号、昭和三十九年建設省告示第百六十二号、昭和三十九年建設省告示第百六十三号、昭和三十九年建設省告示第百六十四号、昭和三十九年建設省告示第百六十五号、昭和三十九年建設省告示第百六十六号、昭和三十九年建設省告示第百六十七号、昭和三十九年建設省告示第百六十八号、昭和三十九年建設省告示第百六十九号、昭和三十九年建設省告示第百七十号、昭和三十九年建設省告示第百七十一号、昭和三十九年建設省告示第百七十二号、昭和三十九年建設省告示第百七十三号、昭和三十九年建設省告示第百七十四号、昭和三十九年建設省告示第百七十五号、昭和三十九年建設省告示第百七十六号、昭和三十九年建設省告示第百七十七号、昭和三十九年建設省告示第百七十八号、昭和三十九年建設省告示第百七十九号、昭和三十九年建設省告示第百八十号、昭和三十九年建設省告示第百八十一号、昭和三十九年建設省告示第百八十二号、昭和三十九年建設省告示第百八十三号、昭和三十九年建設省告示第百八十四号、昭和三十九年建設省告示第百八十五号、昭和三十九年建設省告示第百八十六号、昭和三十九年建設省告示第百八十七号、昭和三十九年建設省告示第百八十八号、昭和三十九年建設省告示第百八十九号、昭和三十九年建設省告示第百九十号、昭和三十九年建設省告示第百九十一号、昭和三十九年建設省告示第百九十二号、昭和三十九年建設省告示第百九十三号、昭和三十九年建設省告示第百九十四号、昭和三十九年建設省告示第百九十五号、昭和三十九年建設省告示第百九十六号、昭和三十九年建設省告示第百九十七号、昭和三十九年建設省告示第百九十八号、昭和三十九年建設省告示第百九十九号、昭和三十九年建設省告示第百号

使用の部分 沖縄県国頭郡本部町字石川  
○東京都公安委員会告示第百五十九号  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
この指定は、平成二十三年七月二十一日から、その効力を生ずるものとする。  
平成二十三年七月十五日  
東京都公安委員会委員長 鴨下 重彦

- 一 名称 極東会
- 二 主たる事務所所在地 東京都豊島区西池袋一丁目二十九番五号
- 三 代表する者の氏名 曹 圭化
- 四 代表する者の住所 東京都豊島区東池袋四丁目三十八番一 号
- 五 指定番号 三〇一〇一（平成二十年七月十五日東京都公安委員会告示第百四十七号により公示した指定番号三〇〇八一）

### 国会事項

#### 衆議院

質問書提出  
七月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
我が国からの農林水産物・食品における輸入規制に関する質問主意書（木村太郎提出）  
南スーダン共和国の独立に関する質問主意書（赤澤亮正提出）  
三浦半島活断層群の地震発生確率の発表及び津波の被害等に関する質問主意書（赤澤亮正外一名提出）  
東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する再質問主意書（橋慶一郎提出）  
北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する第三回質問主意書 浅野貴博提出）

参議院  
七月十四日（木曜日） 午後一時 本会議  
議案送付（予備審査）  
七月十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。  
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（片山さつき外六名発議）  
質問主意書提出  
七月十三日議員から次の質問主意書が提出された。  
空き家対策に関する質問主意書 横山信一提出（第二一九号）  
質問主意書転送  
七月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。  
特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書 上野通子提出（第二二六号）  
東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書 江口克彦提出（第二二七号）  
電力小売の自由化の実態に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二二八号）